

第 2 回 農業委員会委員の定数等検討委員会

と き：平成 16 年 1 月 13 日（火）

午後 1 時 30 分～

ところ：築館合同庁舎 2 階第 5 会議室

次 第

1 開 会

2 開会の挨拶 石川秋男 委員長

3 案 件

1) 選挙による委員定数及び選挙区設置についての検討

2) その他

4 閉会の挨拶 飯田 明 副委員長

5 閉 会

農業委員会委員の定数等検討委員会資料

栗原郡内10町村の現況																						
項目	築館町		若柳町		栗駒町		高清水町		一迫町		瀬峰町		鷲沢町		金成町		志波姫町		花山村		計	
1. 農業委員の定数																						
委員の構成	定数	現在数	定数	現在数																		
・選挙による委員	10	10	12	11	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	108	107
・法12条1号委員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	20
・法12条2号委員	5	2	5	2	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	2	5	2	5	1	50	14
計	17	14	19	15	19	15	17	13	17	13	19	15	17	13	17	14	19	16	17	13	178	141
2. 農業委員会委員の任期																						
・改選日	平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成13年4月1日		平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成15年4月1日		平成14年7月20日		平成14年7月20日			
・任期満了日	平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成16年3月31日		平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成18年3月31日		平成17年7月19日		平成17年7月19日			
3. 農業委員会選挙委員の定数基準																						
・区域面積 (ha)	6,369		5,256		24,436		2,345		8,758		2,928		3,723		7,845		3,088		15,890		80,638	
・農地面積 (ha)	2,397		2,638		3,998		1,155		2,626		1,525		649		2,448		2,069		503		20,008	
4. 基準農業者数 (10a以上耕作者)																						
世帯数	1,550		1,697		2,883		650		1,593		588		445		1,636		1,145		310		12,497	
農業生産法人数	1		1		5		1		3		0		0		1		1		0		13	
基準農業者数計	1,551		1,698		2,888		651		1,596		588		445		1,637		1,146		310		12,510	
5. 農業委員選挙の選挙人名簿登録者数	3,677		4,280		5,203		1,729		3,523		1,713		1,503		3,964		2,825		756		29,173	
6. 農地法届出処理件数	平成14年度実績																					
第3条関係	55		100		91		13		52		27		19		45		71		3		476	
第4条関係	8		4		6		1		4		2		2		5		9		2		43	
第5条関係	48		22		21		0		30		6		1		15		8		10		161	
第20条関係	14		19		9		0		33		11		0		7		18		1		112	
農業経営基盤強化法	8		65		56		12		108		56		32		3		57		0		397	
計	133		210		183		26		227		102		54		75		163		16		1,189	

農地面積：各町村農家(地)基本台帳 基準農業者数、選挙人人数：各町村農業委員会調べ

事務局から県への確認事項

農業委員会委員の選挙に伴う照会事項

1. 農業委員会等に関する法律施行令第5条中、「すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が」とありますが、その区域内の農地面積のとらえ方について、お教えいただきたいと思います。

例：農林業センサス、農家基本台帳、農林水産統計年報がありますが、どの数字を採用すべきか？

2. 農業委員会等に関する法律施行令第2条の2中、「基準農業者数」とありますが、この基準農業者数の定義等があれば、お教えいただきたいと思います。

(10a以上の農地の所有者(作業委託・利用権設定等により実際に耕作していないものを含む))が含まれるのか？

県からの回答

1. 農業委員会等に関する法律施行令第5条中の「その区域内の農地面積」のとらえ方について

全国農業会議所発行の農業委員選挙の手引(P39)によると、「その区域内の農地面積」とは、その農業委員会の区域内に存する農地の面積をいい、その農地の所有関係の如何を問わないとあるように属地主義の立場をとっております。そのことから、属人主義の立場をとる農林業センサスの数値の利用は避け、農地基本台帳の数値を利用するのが望ましいと考えます。

また、農林水産統計は、属地主義の立場ではありますが、あくまで統計数値であり、農地基本台帳の数値が実体に即しているものと考えられますので、そちらを利用するのが望ましいと考えます。

2. 農業委員会等に関する法律施行令第2条の2「基準農業者数」の定義について

全国農業会議所発行の農業委員選挙の手引(P38)によると、「基準農業者数」とは、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人はその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人とあります。耕作の業務を営むことが前提であることから、単に所有しているというだけでは、基準農業者数にはあたらないと考えます。なお、この場合の耕作する農地は、他の農業委員会の区域にあっても構いません。